

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第14回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成23年5月26日（木） 13:30～14:03

於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

加藤 憲一、篠崎 悦子、菅 美千世、杉山 武彦、清野 幾久子、多賀谷 一照、
田尻 嗣夫、永峰 好美、樋口 清秀 （以上9名）

第3 出席した関係職員等

福岡 徹（郵政行政部長）、菊池 昌克（郵政行政部企画課長）、
徳光 歩（郵政行政部企画課調査官）、緒方 康裕（検査監理室長）、
高橋 文昭（郵便課長）、牛山 智弘（国際企画室長）、
田尻 信行（貯金保険課長）、井上 雅夫（信書便事業課長）、
岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

諮問事項

平成23年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可
について

開 会

○田尻分科会長 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第14回会合を開催させていただきます。

本日は委員11名のうち、9名の先生方にご出席でございますので、定足数を満たしております。

本日の議事次第でございますが、本日の案件は、諮問第1051号、平成23年用寄附金付お年玉付郵便葉書等についてあります寄附金の配分団体等の認可に関するものでございます。まず最初に、総務省のほうから説明をお願いいたします。

○高橋郵便課長 総務省郵便課長、高橋でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、資料14-1にございますとおり、「平成23年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可」ということで、ご諮問差し上げるわけでございます。本体のほうを1枚おめくりいただきますと、諮問書がございまして、総務大臣、片山善博から郵政行政審議会会長あての諮問書でございます。諮問に基づきます申請は、4月22日に申請されてございます。この諮問書は細こうでございますので、できましたらこちらのA4横のほうの、同じような題名が書いてございますが、平成23年5月26日総務省というこちらのほうでご説明差し上げたいと思いますので、よろしゅうございますでしょうか。

では、ご説明差し上げます。前回の4月21日の分科会でご報告した件の関連でございます。4月22日に認可申請が、先ほど申し上げたとおりありまして、お年玉付郵便葉書等に関する法律第11条に基づきまして、ご諮問いたします。この制度自体は、国民の福祉の増進を図るということで、昭和24年から続いている制度でございまして、今年で62年目でございます。寄附金付お年玉付郵便葉書という制度でございます。平成3年からは、寄附金付お年玉付郵便切手というものも増えておりまして、さらに平成20年からは、カーボンオフセットはがきというものが増えて、現在に至ってございます。

これまでの累計では、四百六十数億円ぐらいの累計寄附金額になっておりまして、近年は減少傾向にございますが、大体5億円規模ぐらいで毎年動いてございます。継続的な社会貢献活動としては、日本でもわりと息長く続いているものだろうと考えてございます。対象分野は、お年玉付郵便葉書等に関する法律によりまして、社会福祉の増進であるとか、青少年の健全な育成であるとか、風水害、震災、非常災害の被災者の救助であるとか、10分野を規定しておりまして、そうしたものの関連性を見ながら決めていくということでございます。

今、申し上げましたとおり、大きく分けまして、一般の寄附金とカーボンオフセットという2種類に分かれます。それぞれ、別々のはがきや切手として発行されております。カーボンオフセットははがきのみでございます。今年度は、さらに一般寄附金の分類の中から、4月にご報告申し上げましたとおり、1億円を東日本大震災用に振り向けるということをしてございます。

表紙を1枚おめくりください。ご説明に入らせていただきます。平成23年用寄附金の配分についてでございます。配分額につきましてですが、一般寄附金は寄附金付葉書

の販売数が若干増えまして、例えば、はがき自体は1億4,000万枚から1億四千五百数十万枚ぐらまで増えましたので、それもありまして前年から6,000万円増加の4億5,886万円が配分可能額となっております。カーボンオフセットにつきましては、配分枚数は逆に下がりまして、前年から2,000万円減の5,682万円と、足し上げると大体5億円強ということになります。

ただ、カーボンオフセットにつきましては、(1)の上から2つ目の丸でございますが、実際は5,682万円の寄附に加えて、郵便事業株式会社のほうから、受け入れた寄附金と同額程度、5,826万円を会社独自の施策として足し込んでおりますので、実際はこの5,682万円の大体倍ぐらいが、カーボンオフセットの配分になります。その足し上げた分は独自施策ですので、認可の対象外とはなっておりますが、そういうことでございます。

今年度の寄附金の申請の配分の特色などでございますが、先月ご報告差し上げましたとおり、3月11日に発生した東日本大震災に配分原資4億6,000万円のうち1億円を振り向けて、追加公募を実施いたしました。報道発表は3月31日でございますが、具体的な追加公募の期日は4月7日から4月15日まででございます。一般公募は平成22年10月1日から11月30日の間に、既に終了しております。申請額は、一般助成は24億円、東日本大震災被災者向けは9億円という形でございます。配分額は合計4億6,000万円のうち、1億円を東日本向けに振り向けましたものですから、一般助成は3億6,000万円でございます。助成の内容につきましては、申請は937団体、配分は全体で184団体というのが一般助成分でございます。東日本大震災分は含まれてございません。一般としては、大体社会福祉関係が毎年多うございますが、今年も社会福祉関係が最も多い形になってございまして、次いで青少年健全育成関係という形で、例年の傾向でございます。

1枚おめぐりください。採択率でございますが、配分金の一部を東日本大震災の被災者向けに行うことにしたために、採択率は若干下がっております。配分の特徴としましては、これは昨年同様でございますが、社会的ニーズとその波及効果、先駆性、従来事業の単なる延長でないこととか、プロセスの新規化とか、そういうものと、事業計画の明確性・実現性、事業実施の緊急性というものを審査しまして、これに加えて、大体同列にあるようなものを1つ分ける工夫としまして、定量的基準を設けて申請金額が低いものや、寄附金依存率が低いもの、団体の繰越金が少ないといったものを加味して、決定をしております。特に考慮した事業といたしましては、電気自動車や郵便資源の活用といったところを考慮してございます。これは、昨年度からの傾向として、郵便事業会社のほうで工夫をしているということでございます。

東日本大震災向けにつきましては、45団体から申請がありまして、配分は7団体、ちょっと端数がありますが1億円でございます。配分の特徴といたしましては、東日本大震災の発生による被災者の救助に直接つながるというものであること、緊急性が高いもの、そのほか事業が明確かつ具体的であることとか、そういった部分も見ているということでございます。

カーボンオフセットの寄附金につきましては、申請額は前年度より2億5,000万円増の6億5,000万と、申請額は増えておりますが、ただ全体の寄附金額は減って

おりますので、配分は前年度より2,061万円減ということでございます。これは、国連が認証するクリーン開発メカニズム（CDM）というのに加えて、昨年から増やしました環境省が認証をするプロジェクト、J-VERと言うそうでございますが、これも配分の対象としております。申請団体は47団体、配分は12団体でございますが、審査の内容としましては、排出権のプロジェクトの良質さであるとか、排出権の価格とか諸費用の適切さ、事業の確かさといったようなところを見ております。

次のページをおめくりいただけますでしょうか。3ページからが審査の結果でございます。申請された内容につきまして、それぞれの法、政令、省令に基づきまして、審査を行いました。まず、1つは政令に書いております、申請書類がちゃんと整っているかということでございますが、これにつきましてはそれぞれ配分団体の氏名、住所であるとか、実際にかかった事務費用をどれだけ控除したかであるとか、配分額の算出方法や、別添の参考資料といったものが整っておりますので、そのあたりにつきましては問題なしというふうに解釈しております。

次が、1枚おめくりいただきまして4ページでございます。次でございますが、まず事業が法律に規定された事業に合致しているということが、審査の基準としてございます。具体的には、下のほうに書いてございます、左側の漢字の一から十まで、これが、寄附金の配分対象となる法定の事業でございます。それぞれにつきまして申請内容を審査いたしましたところ、実際に配分する団体はこれらの分類に全部入っているということで、妥当なものと認められると考えてございます。

具体的には、一号の社会福祉関係が142団体、二号の風水害関係が8団体、四号が2団体、六号が2団体、七号が31団体、十号が18団体でございますが、申請が社会福祉関係であるとか、七号の青少年関係がもともと多いということもありまして、こういう形になってございます。それと、二号の風水害、震災というのは東日本の7団体が含まれておりまして、その他1団体の合計8団体でございます。十号の18団体は、カーボンオフセットが12団体、その他6団体でございます。

次のページをお願いいたします。具体的にかかった費用を、寄附金の中から控除をするということにしております。法律といたしましては、まず取りまとめのため、会社において特に要した費用であるとか、発行及び販売に要した費用というものを除き、かつ寄附金の額の100分の1.5に相当する額は寄附金から控除してよいということになっておりまして、会社からの申請内容によりますと、具体的な寄附金集金事務に係る人件費などを計上しておりまして、まず、取りまとめ、販売、発行についての費用は妥当と考えてございます。その後の寄附金の管理並びに配分金の交付、配分金の使途の監査に要する費用としましては、実際にかかった費用は若干多目にかかったようでございますが、申請内容としましては、寄附金の額の100分の1.5ということで、あとは郵便事業会社の自腹という形になっておりますので、申請の面では問題はないというふうに考えております。

具体的な費用としましては、取りまとめや発行、販売に要した費用は、一般寄附金が2,457万円、カーボンオフセットが56万円。交付、配分、使途の監査に要する費用が、一般が691万円、カーボンオフセットが85万円という形でございます。いずれも適切な支出であると考えてございます。

1枚飛びまして、7ページでございます。恐縮でございます。法律に寄附金の処理について、まず寄附金の控除をした後に、配分額を決定するというところでございますが、配分額の決定の方式でございますが、会社におきまして資格であるとか、対象事業の審査、形式審査をやった後に、社外有識者による書面審査、社外有識者から構成される審査委員会などで審議を行いまして、配分することが適当と認められた申請内容を基本として、つまり、会社の恣意で事業内容を変えるような配分金額の変更といったものは行わずに、枠の中で、どうしても査定をしなければ足りないというところは仕方がないにせよ、基本は申請された方の事業ができるかということで、それを前提にして配分額を決定しているということでございますので、審査の過程は公正でありまして、妥当なものと考えてございます。

次が、寄附金の処理でございますが、配分団体が守らなければならない事項、配分金の使途についての監査、監査の結果に基づく配分金の返還に関して必要な事項を会社は定めるといふことになってございます。これら守らなければならない事項と監査に関する事項は、認可事項でございますが、今回の認可の申請の内容にも、この事項は両方ついておりまして、例年どおりでございますが、具体的な配分金の使途制限であるとか、実施計画の変更の際は会社の承認が必要であるとか、配分金の経理はほかの経理と区分してくださいといったような、守らなければならない事項が定められておりますし、使途につきましては監査に必ず義務がありますとか、監査実施時期は事業完了の翌年度であるとか、実施方法は原則実地監査しますというようなことが書いてございますので、いずれにいたしましても、使途の適正を確保するために、必要十分であると思われまますので、認可するに適當というふうに考えてございます。

以上が審査の結果でございますが、まずは申請者または郵便事業会社の自主性と発意に基づいて行っている制度でございますので、プロセスの形と形式というものを中心に配分のものについて審査いたしました結果、いずれも適當ということで、私どもとしては認可を差し上げたい、配分したいと考えてございますので、何とぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、何でもよろしゅうございますので、ご自由にご発言いただければと存じます。どうぞ。

○篠崎委員 よろしいでしょうか。

○田尻分科会長 はい、どうぞ。篠崎委員。

○篠崎委員 東日本大震災向けの追加公募を実施したわけですね。この実施期間が4月7日から4月15日、ほぼ1週間だけだったんです。それに限定した理由は何ですか。

○高橋郵便課長 3月11日に震災が起りまして、その時点ではかなり混乱した状況でございましたが、実情が明らかになるにつれ、3月20日であるとか、そのあたりから、やはり年賀の寄附金というのは、もともとあいつた震災を想定していないものですから、それを想定せずにこのまま配分していいものなのかという議論を郵便事業会社さんのほうで、私どももご相談にあずかせていただきまして、した結果、3月の終わりですか、もうちょっと前ですか、3月20日過ぎくらいになって、やはりここは震災のために少しでも役に立つような形にできないかということで、配分を少し回すことに

いたしました。

それで、それから手続きに入りまして、3月の終わりに報道発表をいたしまして、したがって4月7日までは、短いですが1週間ぐらひはありまして、4月15日までだと半月ぐらひ報道発表してから受け付け締め切りまでであったわけでございます。それが長いかと言いますと、非常に短いと思いますが、ただ、一方で通常の年賀の寄附金の配分は、早いもので4月末ぐらひから5月末ぐらひというので大体、例年やっておりますので、なかなかこれを遅らせると、通常の年賀の配分を期待している方々の事業のスピードもありますので、とにかく短く、できるだけ短く……。

○篠崎委員 それに合わせたわけですね。

○高橋郵便課長 ということです。結果として、9億円という申請が来たということは、短い中でかなりNPOの方々とか頑張っていたのかなと考えております。

○篠崎委員 さらに、その後いっぱいあったでしょうね、応募したかったとかいうのが。

○高橋郵便課長 それは。

○篠崎委員 そうしますと、これはいつ交付というんですか、配分というんですか、できるんですか。この東日本のほうの。

○高橋郵便課長 まずは、これが終わりましたら、もしここで諮問差し上げたものが答申いただけましたら、本日にでも報道発表をしたいと考えてございます。それから具体的な手続きに入りますので、事業といたしましては夏前後にも、もっと早くでも入っていただいて。ただ配分のお金を振り込むのは、ほんとうは事業終了後即座にという、事業終了後ぐらひになるんですが、そこは制度上もう少し早目にお金が必要だという場合もありますので、ある程度枠の中でできることはないかということはあるとは思いますが。

○篠崎委員 わかりました。ありがとうございます。

○加藤委員 すいません。

○田尻分科会長 どうぞ、加藤委員。

○加藤委員 基本的なことだと思うんですけど、初めてこの諮問を検討するので、この937団体を184団体に絞り込んでいく、そのプロセスの概略を簡単にお話いただけますか。後ろのほうの参考資料についてはいるようなんですけども。

○高橋郵便課長 それぞれのやり方で、一般の助成とカーボンオフセットとまた違っておりますが、いずれにいたしましても一般助成は14人の審査委員会というのを設けまして、そこで見ていただけるような形になってございます。カーボンオフセットのほうは5名、そういった審査委員会という形になっておりまして、まず事務方で形式的な要件は見させていただくと。例えば、NPOであるとか、社会福祉法人であるとかいった縛りが若干ございますので、そういったところの縛りを見た上で、見ていくと。あとは、カーボンオフセットの場合は5人の審査委員会全員で見ていただくんですが、一般の場合は数が多いので、審査員の方を2人1組で分けて、まずチェックさせていただいて、よいか悪いかというのを見ていただいて、さらによいか悪いかというので選んだ結果を、審査委員会を開いて決めていただくようなプロセスを、主にとらせていただいているということでございます。

○加藤委員 参考資料の11ページ以降に書いてあるとおりなんだと思いますが、優先順位づけの物差しというんですか、そこはここに書いてあるようなことなんですかね。

○高橋郵便課長 優先順位づけはまさにここに書いてあるとおりでございまして、具体的には先ほど申し上げましたような、一般寄附金でいきますと社会的ニーズ波及効果であるとか、先駆性とかいうところは当然最初に見ていくわけですが、事業の実施の緊急性とか、それを見ていきますが、ただ、それがどうしても似通ってしまう部分があると。まず緊急性はどうかという、どれも緊急だったりしますと、なかなか選べないということがありますので、その場合に、ここは決めの問題なんですけども、どうしても優先順位づけをしなければいけないので、その考え方として優先順位づけの条件というのを3つつけさせていただきました。これはいろんな考え方があると思いますが、そこは彼らのほうで決めたということでございます。

1つが、寄附金額が申請額よりできるだけ小さいほうを優先する、寄附金率が低いほうを優先する、繰越金が小さいほうを優先する。この趣旨は、まず寄附金をなるべく多くの方に使っていただきたいという思想がございまして。よしあしもさることながら、多くの方に行き渡るようにということで寄附金が小さいほうをあえて優先したと。事業総額のうち寄附金申請額が占める割合が低いというのは、自己資金をできるだけ集められた努力をされた方を優先したいというところがございまして。さらに、前年度決算で次期繰越金があるところは、申しわけないですが、そちらのほうもできれば使っていただくということで、少し劣後するような形を設けております。さらに、それに加えて、例えば電気自動車とか、環境対応をしているところを少しウエイトをつけるとか、これはもう郵政事業としての1つのなりわいでもございまして、郵便とコラボレーションをやっていたらいいようなことを、少しウエイトをつけるとか、そういう加味をしているということでございまして。

○加藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○田尻分科会長 どうぞ、永峰委員。

○永峰委員 もちろん、東日本への配分に関しては異議は全くございません。ただ、今のお話を伺っていて、申請額はだんだんと増えてきているにもかかわらず、やはり寄附額自体は非常に減少傾向にあるというのがわかります。恐らくこの傾向というのは、少子化及び若い人たちがあまり年賀状を書かなくなったといった現象が背景にあるのではないのでしょうか。そういった意味では昭和24年から続いているこのシステム自体が曲がり角にきている。今後の課題として、例えばネットを使った郵便に関しても、こういった寄附金を配分できるようなシステムを採用するなど、そんなことを検討する時期に来ているのではないだろうかと思ひまして、ご提案申し上げます。

○高橋郵便課長 先生がおっしゃるとおりで、郵便事業自体が変更計画上赤字を見込んでいる状況でございまして、実際に郵便物というのは毎年3%とか、そのぐらいずつ下がっております。そうした中で、寄附金をしたくないと皆さんが思っているわけでは全くないと思うんですが、郵便の利用が下がっているのにある程度比例して下がっていくようなところがございまして。郵便事業会社もウェブで書けば、それが年賀状になって届くとか、そういう工夫もしているんですが、まさにおっしゃるとおりインターネットと組み合わせたり、そういうものもこれから必要になるかと思ひますので、それは郵便事業会社に伝えるようにしたいと思ひます。ありがとうございます。

○樋口委員 すいません、1つ。

○田尻分科会長 どうぞ、樋口委員。

○樋口委員 今のお話と関連をしますが、対象とする事項が10ありまして、一号とか二号、十号、七号あたりは、非常に好成績といたしますか、たくさん。その一方で、ゼロというところがあるわけで、こう出しますと、なかなか次にまた申請しようというときに、「これはだめかな」と。だんだん少なくなっている中で、あまりにも10の分野を平等に見るのが、散漫ないしは、申請する側にディスインセンティブ、やる気をなくするようなことになりはしないか。ですから、これからは少しこの10の中で絞って、来年はこの分野ということでローテーションを組むとか、すべて社会福祉等に重要な活動だと思いますので、ゼロゼロと続かないようにする方法というのを考えていただければ、申請する側にかなりのやる気を起こさせると思うのですが。その辺を考えていただければと思いますが。以上です。

○高橋郵便課長 ありがとうございます。少し蛇足でもないんですが、お配り差し上げた、参考資料と書いていませんが、A4横紙の、今、ご説明差し上げた資料の一番後ろのほうの37ページに、最近5年間の寄附金の配分状況という表がございます。ございますでしょうか。それをごらんいただきますと、最近5年間でずっとゼロというのはさすがにないんですが、申請数もありまして、おっしゃられるように数が少ないのがございます。それは工夫は要るかと思いますが、ここを見ていただければノーチャンスではないということで、例えば原子爆弾の被爆者に関する治療その他の援助を行う事業というのは、元々それほど数があるわけではないですし、もしそういったところを1つ考える方法が仮にあれば、こういうこともあるかと思うんです。法律で決めたこと自体が時代に合っているのかということはあるかもしれません。

ただ、なかなかそこは、原子爆弾のものを条文から落とすことは、それぞれやはりいろいろなハードルもあるものですから。かつ今年それは対象にしませんということのリパーカッションも考えると、少し長いスパンで平準化していくというようなやり方もあるのかなと考えてございます。

○田尻分科会長 ほかにございませぬか。このカーボンオフセット寄附金の使途の資料を見ますと、全部排出権の取得・償却ということだけで、あまりよくわからないんですが、新しい方もいらっしゃるんで、少しかみ砕いていただけますか。

○高橋郵便課長 申しわけございませぬ。説明不足でございました。

このカーボンオフセットにつきましては、排出権の取得というものについて寄附金を配分することになってございますが、実はこの資料とは別に、郵便事業会社が独自に環境に関する活動の支援のお金を出しておりまして、具体的には地球温暖化防止活動事業助成というのがあります。このカーボンオフセットの排出権の寄附金を受けた方は、確約しているわけではないんですが、事実上ほぼすべての方に、地球温暖化防止活動事業助成というものが交付されるような形になってございます。

その両方を見ているというわけではないんですが、結果的にそういう形になっているということございまして、排出権の取得というだけだと、大体市場価値というのもそんなに違ってない、排出権のお金というのは違ってない部分があるものですから。例えば国外で言うと発電が圧倒的に多いんです。国内で言うと、森林関係がやはり多い。干ばつとかそういうのが多くなるので。事業の質としてはそんなに違いは出てこないと

ころなんです、そういったものを申請するインセンティブを持っていただくことも考えながら、郵政事業会社さんのほうで独自のそういった補助金をつくっていると。そちらがメインで申請している方が多いかどうかはわからないんですが、そういった組み合わせでこのカーボンオフセットの魅力を高めているということでございます。具体的には、今年度は12団体で、760万円ぐらいを予定していると聞いてございます。

○田尻分科会長 ここに並んでいる配分団体の名称を見ますと、これ自体は別に環境破壊のガスや煙を出すというところではないですよ。ですから、そののところをもう少し詳しく、お年玉の寄附金を使って何を事業としているのか。

○高橋郵便課長 説明が足りなくて申しわけございません。まず、排出権の取得というのは、日本でも海外でも、海外はCDM、国内ではJ-V E Rという認定制度があるんですが、そういった認定に従ってやっている事業がございまして。その事業は何かと申しますと、例えばCO₂の排出を減らす事業をやっている方がおられる。それは、インドで、中国で風力発電のプロジェクトをやりますという方が、それは別に日本人ではなくて、インドの方や中国の方、またはそれ以外の外資の方がおられるわけです。そういった方々がやった事業によって、CO₂を本来増えるべきところを増やさない、つまりCO₂を減らしているというポイントを得ると。

日本はどちらかというと、そのポイントが頭打ちになって、京都議定書でいつまでにこれだけ減らすというふうになっているものですから、自分で減らせない分はどこからかそういう排出権を買ってこなければならぬ。それを買ってくるというのを、出す人が買ってあげればいいんですが、このプロジェクトは出す人ではなくて、浄財でそういうポイントを買ってきましょう、買ってきたら国の償却の口座に入れて、日本全体のCO₂の削減をしたことに協力しましょうということで、その買ってきたポイントも国の償却口座の中に入れてという形になりまして、結果的にこういった浄財が日本のCO₂を減らしていくことに貢献した形になってございます。それを側面から支援しようという制度でございまして。このぐらいでよろしいですか。

○田尻分科会長 皆さんおわかりでしょうか。ほかに何かございましたら。永峰委員。

○永峰委員 もう1点質問なのですが、カーボンオフセット寄附金のところで、繰り入れた寄附金と同額程度、ここでは5,826万円を郵便事業会社が支出とあります。丸括弧して認可の対象外と書いてありますけれど、このお金はどういうふうに使われていくのですか。

○高橋郵便課長 これは、全く配分するお金が倍額になって配分団体に行くという形になります。認可の対象外というのは、厳密にはこの制度の外側で郵便事業会社さんがお金を積んでやっておられるので、これは言い方はあれですけど、郵便事業会社さんが明日やめても、それは私どもがどうこう言うものではないですというぐらいの意味でして、使い方はこの5,600万円と同じ使い方、単に上乗せをして、配分する12団体の方々に、本来は幾らというところを倍差し上げることができるという形になっていきます。

○永峰委員 ここに書いてある配分額掛ける2になるということですか。

○高橋郵便課長 さようでございます。

○永峰委員 わかりました。

○田尻分科会長 いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

特にないようでしたら、諮問第1051号につきましては、諮問のとおり認可する旨、適当であるという答申をいたしましてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の議題は終了しておりますが、せっかくの機会でございますので、委員の皆様からほかの案件でも結構でございます。何かご発言ございましたら、お伺いいたしますが、よろしいでしょうか。事務局から何かご連絡ございますか。ありませんか。

それでは、本日の会議はこれをもって終了いたします。なお、次回の日程につきましては、確定次第また事務局からご連絡を差し上げますのでよろしくお願いいたします。本日は大変ありがとうございました。

閉 会